

平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項

島根県教育委員会

1 目的

この試験は、平成28年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が出願できます。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (2) 次表に定める募集種別・募集教科(科目等)の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

募集種別	区分	募集人数	募集教科(科目等)	教員免許状等資格	年齢等資格	
小学校	教諭	I	90人程度 (※)	●小学校教諭の普通免許状所有者 ●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	●昭和46年4月2日以降の出生者	
		II	10人程度 (※)	●小学校教諭の普通免許状所有者 ●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者		
中学校	教諭	III	35人程度 国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	●中学校教諭の普通免許状所有者	●昭和46年4月2日以降の出生者	
		IV	若干名 特別支援教育担当	●中学校教諭の普通免許状所有者で、かつ盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者		
高等学校	教諭	V	32人程度	国語、地理歴史、数学、理科(物理・化学・生物)、英語、芸術(音楽、美術)、保健体育、家庭、農業(土木・食品)、工業(電気・機械・建築)、商業、水産(漁業・機関・製造)	●高等学校教諭の普通免許状所有者 ●「地理歴史」については、高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者も出願可 ●「水産(漁業・機関)」については、高等学校教諭の普通免許状「商船」所有者も出願可	●昭和46年4月2日以降の出生者
	教諭(特別免許状)		32人程度	農業(土木・食品)、工業(電気・機械・建築)、商業、水産(漁業・機関・製造)	●高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験を有する者	
	助教諭(臨時免許状)		32人程度	工業(電気・機械・建築)	●高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、大学(電気・機械・建築)の正規の課程(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る)を卒業又は平成28年3月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について58単位以上を修得又は修得見込の者	
高等学校	教諭	VI	若干名 (区分Vの内数)	国語、地理歴史、数学、理科(物理・化学・生物)、英語、保健体育、家庭	●高等学校教諭の普通免許状所有者 ●「地理歴史」については、高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者も出願可	●昭和46年4月2日以降の出生者で、採用から10年以上隠岐地域(隠岐郡)に限って勤務できる者
特別支援学校	教諭	VII	23人程度	小学部 ●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ小学校教諭の普通免許状所有者 中学部 技術 ●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「技術」所有者 中学・高等部 国語、数学、理科、社会・地理歴史、英語、音楽、美術、保健体育、家庭 ●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該教科の中学校及び高等学校教諭の普通免許状所有者	●昭和46年4月2日以降の出生者	
養護教諭	VIII	20人程度		●養護教諭の普通免許状所有者	●昭和46年4月2日以降の出生者	
栄養教諭	IX	2人程度		●栄養教諭の普通免許状所有者	●昭和46年4月2日以降の出生者	

募集種別	区分	募集人数	募集教科 (科目等)	教員免許状等資格	年齢等資格
教諭 (現職教諭 (正式採用) として勤務 している者 を対象とした 選考)	X	(区分Ⅰ の内数)		●小学校教諭の普通免許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和46年4月2日以降の出生者 ○県外の国公立の小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校又は特別支 援学校の教諭(正式採用)として勤 務中の者で、平成28年3月末現在で 1年以上の勤務経験を有する者
		(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者 で、かつ中学校教諭の普通 免許状「数学」又は「理科」 の所有者	
		(区分Ⅱ の内数)		●小学校教諭の普通免許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和46年4月2日以降の出生者 ○県外の国公立の小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校又は特別支 援学校の教諭(正式採用)として勤 務中の者で、平成28年3月末現在で 1年以上の勤務経験を有する者 ○石見地域(大田市・江津市・浜田市・ 益田市・邑智郡・鹿足郡)又は隠岐地 域(隠岐郡)に限って勤務できる者
		(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者 で、かつ中学校教諭の普通 免許状「数学」又は「理科」 の所有者	
		(区分Ⅲ の内数)	国語、社会、数学、理科、 英語、音楽、美術、保健体 育、技術、家庭	●中学校教諭の普通免許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和46年4月2日以降の出生者 ○県外の国公立の小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校又は特別支 援学校の教諭(正式採用)として勤 務中の者で、平成28年3月末現在で 1年以上の勤務経験を有する者
		若干名 (区分Ⅲの特 別支援教育 担当の内数)	特別支援教育担当	●中学校教諭の普通免許状所有者 で、かつ盲学校、聾学校、 養護学校又は特別支援学校教 諭の普通免許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和46年4月2日以降の出生者 ○県外の国公立の小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校又は特別支 援学校の教諭(正式採用)として勤 務中の者で、平成28年3月末現在で 1年以上の勤務経験を有する者
		(区分Ⅳ の内数)	国語、社会、数学、理科、 英語、保健体育	●中学校教諭の普通免許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和46年4月2日以降の出生者 ○県外の国公立の小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校又は特別支 援学校の教諭(正式採用)として勤 務中の者で、平成28年3月末現在で 1年以上の勤務経験を有する者 ○石見地域(大田市・江津市・浜田市・ 益田市・邑智郡・鹿足郡)に限って勤 務できる者
(区分Ⅶ の内数)	小学部	技術	●盲、聾、養護又は特別支援学 校教諭の普通免許状所有者 で、かつ小学校教諭の普通免 許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和46年4月2日以降の出生者 ○県外の国公立の小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校又は特別支 援学校の教諭(正式採用)として勤 務中の者で、平成28年3月末現在で 1年以上の勤務経験を有する者	
	中学部		●盲、聾、養護又は特別支援学 校教諭の普通免許状所有者 で、かつ中学校教諭の普通免 許状「技術」所有者		
	中学・ 高等部		●盲、聾、養護又は特別支援学 校教諭の普通免許状所有者 で、かつ当該教科の中学校及 び高等学校教諭の普通免許状 所有者		
教諭・助教 諭・養護教 諭・栄養教 諭 (教諭・講師等 経験者を対象 とした選考)	XI	若干名 (区分Ⅰ～ Ⅸの内数)	区分Ⅴにおいては、農業 (土木・食品)、工業(電 気・機械・建築)、水産(漁 業・機関・製造)	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和36年4月2日～昭和51年4月1日の出生者 ○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学 校(平成18年度までの特殊教育諸学校を含む)の教諭・助教諭・養護 教諭・栄養教諭(正式採用)、講師・養護助教諭・学校栄養職員(非常 勤を除く)として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成28年 3月末現在で5年以上の勤務経験を有する者	
教諭・助教 諭・養護教 諭・栄養教 諭 (身体に障がい のある者を対象 とした選考)	XII	3人程度 (区分Ⅰ～ Ⅹの外数)		●以下の要件をすべてみたす者 ○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○採用を希望する区分の年齢等資格を有する者 ○身体障害者手帳の交付を受けている者 ○自力で通勤が可能なる者 ○介助者なしで教員として職務の遂行が可能なる者	

(※)中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」を所有する小学校教諭の募集人数 10人程度(区分Ⅰ+Ⅱの内数)

備考 ・教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限りません。
 ・平成28年3月末までに教員免許取得見込の者も所有者とみなします。
 ・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

3 第1次試験免除の取扱

- (1) 区分Xに出願した者は、第1次試験を免除します。
- (2) 区分I～XIに出願した者で、以下の要件をすべてみたす者は、第1次試験を免除します。
 - ① 平成27年度第2次試験選考結果のうち、「面接試験・模擬授業等」の段階がAで、「平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験免除について（通知）」が島根県教育委員会から送付されていること。
 - ② 出願時に、国公私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を含む）、実習助手、寄宿舎指導員として勤務していること。
 - ③ 平成27年度試験と同一区分に出願すること。（ただし平成27年度試験の区分VI～Xは次のとおり変更する。区分VI→区分V、区分VII→区分VI、区分VIII→区分VII、区分IX→区分VIII、区分X→区分IX）

4 第1次試験一部免除の取扱

- (1) 区分XIに出願した者は、第1次試験のうち、一般教養・教職教養試験を免除します。
- (2) 区分I～IXに出願した者で、以下の要件をすべてみたす者は、第1次試験のうち、一般教養・教職教養試験を免除します。
 - ① 平成27年度第2次試験のすべての試験を受験した者（平成27年度島根県公立学校教員採用候補者名簿に登録された後、採用を辞退した者、及び3(2)に該当する者は除く）。
 - ② 平成27年度（平成27年5月1日現在）に島根県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、又は共同調理場に臨時的任用教職員（講師・養護助教諭（非常勤を含む）、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）として勤務している者（身体に障がいのある者を対象とした特別選考の受験者は除く）。
 - ③ 平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を、平成27年度試験と同一区分で受験する者。（ただし平成27年度試験の区分VI～Xは次のとおり変更する。区分VI→区分V、区分VII→区分VI、区分VIII→区分VII、区分IX→区分VIII、区分X→区分IX）

5 出願手続

- (1) 出願期間 平成27年5月15日(金)～5月29日(金)（郵送の場合は平成27年5月28日(木)の消印有効）
- (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課
 - 提出の際は、以下のいずれかの封筒を使用してください。
 - ① 別添の出願用封筒。
 - ② 角形2号(33.2cm×24.0cm)封筒の表裏に所定の用紙（島根県教育庁学校企画課のホームページの実施要項の中からダウンロードし、普通紙にカラー印刷したもの）を貼ったもの。
 - 直接提出する場合の受付時間は、月～金曜日の9時から17時とします。
- (3) 留意事項
 - ① 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日連絡します。
 - ② 区分V高等学校教諭（特別免許状）の出願者については、社会的実務経験（5年程度）に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日連絡します。
 - ③ 区分XIの出願者は、出願時に採用を希望する区分I～IV、V（農業(土木・食品)、工業(電気・機械・建築)、水産(漁業・機関・製造))、VI～IXのいずれかを指定してください。
 - ④ 区分XIIの出願者は、出願時に採用を希望する区分I～Xのいずれかを指定してください。なお、障がいの程度に応じて、試験の一部の免除を行う場合があります。
 - ⑤ 書類不備のものは受け付けません。
 - ⑥ 第1次試験免除者または、第1次試験一部免除者に該当する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。なお、3(2)に該当する者は、「平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験免除について（通知）」の写し（コピー）を提出してください。
- (4) 提出書類

		提出書類等	部数
願書		●本県所定の用紙（D-1）を使用すること。（記入例はB-1～2）	1部
基本データ入力票		●本県所定の用紙（E-1～2）を使用すること。（記入例はC-1～6）	1部
受験票		●本県所定の用紙（F-1）を使用すること。	1部
連絡用封筒		●のり付封筒（両面テープ貼付可）角形2号（33.2cm×24.0cm）を使用すること。 ●封筒の表に、郵便番号、住所、氏名（「様」を付ける）を明記し、それぞれに365円分の切手を貼付すること。	2部
在職証明書	区分Xの出願者	●県外の国公私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭（正式採用）として勤務中であることを所定の様式により証明を受けること。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁学校企画課のホームページよりダウンロードすること。	1部
	区分XIの出願者	●国公私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む）の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を除く）として平成28年3月末現在で5年以上勤務（通算）したことを所定の様式により証明を受けること。 ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者又は勤務したことのある者は除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁学校企画課のホームページよりダウンロードすること。	1部
明書	平成27年度の第2次試験選考結果等による第1次試験免除者	●国公私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を含む）、実習助手、寄宿舎指導員として勤務していることを所定の様式により証明を受けること。 ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者は除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁学校企画課のホームページよりダウンロードすること。	1部

6 選考試験

(1) 期日及び会場

① 第1次試験

期 日 平成27年7月19日(日)
 会 場 島根県立松江南高等学校 松江市八雲台1-1-1
 島根県立松江商業高等学校 松江市浜乃木8丁目1-1

※期日、会場及び携行品の詳細については、受験票送付の際に通知します。

② 第2次試験

平成27年8月30日(日)～9月4日(金)です。詳細は第1次試験結果の通知の際に連絡します。

(2) 試験内容等

試験内容等		第1次試験		第2次試験						
試験日		7月19日(日)		8月30日(日)～9月4日(金)						
区分	内容	筆記試験		小 面 模 擬 授 業 文 接 業	論	業	実技試験			
		I、IIの小学校受験者	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養				○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○技術受験者は、技術実技 ○家庭受験者は、家庭実技			
III、IVの中学校受験者（特別支援教育担当を除く）	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養									
IIIの中学校特別支援教育担当受験者	●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養								
V及びVIの受験者	●高等学校教諭として必要な各教科（科目等）の専門的知識や教養 ○理科（物理・化学・生物）受験者については、理科全般及び該当科目の専門的知識や教養 ○工業（電気・機械・建築）受験者については、工業全般及び該当分野の専門的知識や教養 ○農業（土木・食品）の受験者については、農業全般及び該当分野の専門的知識や教養 ○水産（漁業・機関・製造）受験者については、水産全般及び該当分野の専門的知識や教養									
VIIの受験者	小学部	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養								
	中学・高等部	●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養	●中・高等学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養							
VIIIの受験者	●養護教諭として必要な専門的知識や教養		ロールプレイング					●養護に関する実技		
IXの受験者	●栄養教諭として必要な専門的知識や教養		場面指導							
Xの受験者			●出願時に指定した採用を希望する区分I～IV・VIIの内容を実施							
XIの受験者	●出願時に指定した採用を希望する区分I～IXの内容を実施 ※一般教養・教職教養は免除		●出願時に指定した採用を希望する区分I～IXの内容を実施							
XIIの受験者	●出願時に指定した採用を希望する区分I～Xの内容を実施		●出願時に指定した採用を希望する区分I～Xの内容を実施							

(3) 試験結果の通知

① 第1次試験 平成27年8月10日(月)

② 第2次試験 平成27年9月25日(金)

※いずれの場合も、午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。
あわせて学校企画課ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) に掲載します。

(4) その他

第2次試験受験者には、第2次試験日までに次の書類の提出を求めます。

提出書類等		部数
教員免許状の証明書等	<p>(免許状所有者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所有するすべての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書(授与された都道府県教育委員会へ申請すること)。 ただし、島根県教育委員会において授与された普通免許状については、授与証明書の提出を必要としない。 ●免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類。 <p>(免許状取得見込者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成28年3月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 ●通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)。 	1部
学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●現に学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ、文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー)。 なお、修了証書取得見込(平成28年4月1日現在で修了証書を有すること)の者は、既に修得している単位修得証明書の写し(放送大学については成績通知書の写し)及び単位修得予定科目が分かるものを所定の様式に記入して提出すること。 ※様式は、島根県教育庁学校企画課のホームページよりダウンロードすること。 	1部

7 選考にあたって考慮する事項

- (1) 採用候補者の選考にあたっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮します。
- (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭採用候補者の選考にあたっては、平成28年4月1日現在で学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有していることを考慮します。
- (3) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (4) 高等学校教諭採用候補者の選考にあたっては、「情報」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 高等学校教諭採用候補者(地理歴史)の選考にあたっては、「公民」又は「社会」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (6) 高等学校教諭採用候補者(水産)の選考にあたっては、複数の教科又は盲学校・聾学校・養護学校・特別支援学校の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (7) 特別支援学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

8 採用候補者名簿登載等

- (1) 第2次試験合格者を、平成28年度島根県公立学校教員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。
この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。
- (2) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (3) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成29年4月1日までとします。
- (4) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。
- (5) 現に大学院又は教職大学院(以下大学院等)に在学中の者で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に専修免許状取得見込の者にあつては、名簿登載後の申し出により、名簿登載期間内での採用延期を認めます。
- (6) 平成28年4月に大学院等へ進学し、平成30年3月31日までの間に専修免許状を取得見込の者にあつては、名簿登載後の申し出により、名簿登載期間を登載された日から平成30年4月1日までとし、名簿登載有効期間内での

採用延期を認めます。

- (7) 区分Ⅴ高等学校教諭（特別免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要があります。
- (8) 区分Ⅴ高等学校助教諭（臨時免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（3年）内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (9) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとにその結果を3段階で提供します。
- (10) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。
- (11) 選考にあたって考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。

9 その他

- (1) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課
電話 (0852) 22-6608

- (2) 自然災害等により、やむを得ず試験日程を変更する場合は、島根県教育庁学校企画課のホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) でお知らせします。
- (3) 受験票が平成27年6月26日(金)までに届かない場合は連絡してください。
- (4) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出てください。ただし、出願種別・教科等の変更はできません。
- (5) 提出書類については、一切返却しません。
- (6) 提出書類は、島根県教育庁学校企画課のホームページの実施要項の中からダウンロードすることができます。ただし、出願書類として使用する場合は以下の事項に注意してください。
- ① D-1、E-1・E-2、F-1、角形2号(33.2cm×24.0cm)封筒に貼付用の書類はすべて倍率を変えずに印刷すること。
 - ② D-1、E-1・E-2は普通紙（A4サイズ）に片面印刷したものを使用すること。
 - ③ F-1は、「はがき」または、「はがきサイズではがき程度の厚さの紙」に印刷したものを使用すること。
 - ④ 出願用封筒は、角形2号(33.2cm×24.0cm)とし、表裏に所定の用紙（島根県教育庁学校企画課のホームページの実施要項の中からダウンロードし、普通紙にカラー印刷したもの）を貼ったものを使用すること。

—この要項に、添付してある書類は、以下のとおりです。—

- ・選考試験願書の記入例（B-1～2）
- ・基本データ入力票の記入例（C-1～6）
- ・平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験願書（D-1）
- ・平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験基本データ入力票（E-1～2）
- ・平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験受験票（F-1）
- ・出願用封筒
- ・石見・隠岐地域限定採用、身体に障がいのある方を対象とした特別選考